

環境アセスメントの実施

方法書の手続が終わると、事業者は選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施します。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。

調査

予測・評価をするために
必要な地域の環境情報を
収集するための調査を行います。

(調査の方法)

- 既存の資料などを集めて整理する方法
- 実際に現地に行って、測定や観察をする方法



予測

事業を実施した結果、環境がどのように
変化するのかを予測します。

(予測の方法)

- 予測式に基づいて計算する方法
- 既存事例の引用や解析による方法

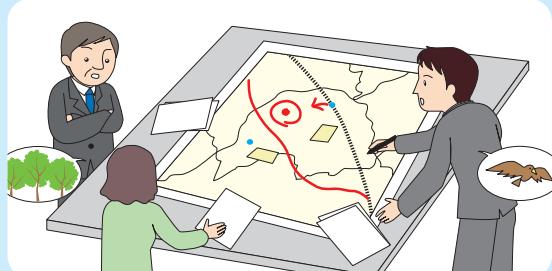


評価

事業を行った場合の環境への
影響について検討します。

(評価の内容)

- 実行可能な最大限の対策がとられているか
- 環境保全に関する基準、目標等を達成しているか



トピック 4 ベスト追求型の環境アセスメント

環境影響評価法では、事業者が目標を設定し、この目標を満たすかどうかの観点からの「目標クリア型」環境アセスメントではなく、複数案の比較検討や、実行可能なより良い対策をとっているかどうかの検討などにより、環境影響をできる限り回避、低減するといった視点からの「ベスト追求型」環境アセスメントを行うこととしています。これにより、環境保全の観点からよりよい事業計画にしていくという議論が、事業者を中心として、一般の方々や地方公共団体の間で行われることが期待されています。